答弁第二二六号平成三十年四月二十日受領

内閣衆質一九六第二二六号

平成三十年四月二十日

国 務 大 臣 内閣総理大臣臨時代理

菅 義 偉

衆 議 院議長 大 島 理 森 殿

衆議院議員松平浩一君提出漫画等の海賊版サイトのブロッキングに関する質問に対し、 別紙答弁書を送付

する。

衆議院議員松平浩一君提出漫画等の海賊版サイトのブロッキングに関する質問に対する答弁書

一から四まで、六及び八について

的 定した「インターネット上の海賊版サイトに対する緊急対策」 る著作権者等の権利の深刻な侵害の更なる拡大を食い止めるため、 て濫用されることは避けなければならない」と整理することにより、現下の特に悪質な海賊版サイトによ ねについてお答えすることは困難であるが、本年四月十三日の知的財産戦略本部・犯罪対策閣僚会議で決 な被害を拡大させている特に悪質な海賊版サイト以外の、 対策の著作権教育の重要性」 インについての考え方」(以下「対象ドメインについての考え方」という。)、 「特に悪質な海賊版サイトのブロッキングに関する考え方」、 かつ緊急的な措置として、民間事業者による自主的な取組が実施され得るよう、その環境を整備したと 御指摘の 「本件要請」及び「ブロッキングの要請」 等について整理し、 また、 の意味するところが必ずしも明らかではなく、 いわゆる「ブロッキング」について「極めて重大 違法・有害情報一般に関する閲覧防止措置とし (以下「緊急対策」という。)において、 「著作権侵害サイトブロッキング対象ドメ 法制度整備が行われるまでの間の臨時 「国民レベルでの海賊版 お尋

ころである。

五について

御指摘の「本件要請」の意味するところが必ずしも明らかではなく、お尋ねについてお答えすることは

困難であるが、緊急対策を踏まえ、 「海賊版サイトのブロッキング」については、対象ドメインについて

の考え方に沿って、あくまで民間事業者による自主的な取組として適切に実施されることが必要となると

考えている。

七について

お尋ねについては、 各国等の制度の詳細な調査に時間を要するため、お答えすることは困難である。